



2024年5月31日

各 位

会 社 名 株式会社ライズ・コンサルティング・
グループ
代表者名 代表取締役社長 北村俊樹
(コード番号：9168 東証グロース市場)
問合せ先 取締役CFO 進藤基浩
(TEL. 03-6441-2022)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 処分期日	2024年6月28日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 28,300株
(3) 処分価額	1株につき648円
(4) 処分総額	18,338,400円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 3名 28,300株
(6) その他	本自己株式処分については、譲渡制限付株式報酬の交付に関する特例要件を充足していることより有価証券通知書は提出しておりません。

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入する旨の決議をいたしました。また、本日開催の定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、対象取締役に対して、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。）の金銭報酬債権を支給し、年10万株以内の当社普通株式を発行又は処分すること等につき、ご承認をいただいております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本自己株式処分に当たっては、本制度の目的、当社の業況その他諸般の事情を踏まえ、各対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的といたしまして、対象取締役を当社の取締役（社外取締役を除く。）3名とし、当社から対象取締役3名に対して、金銭報酬債権合計18,338,400円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給した上で、当社から普通株式28,300株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役3名が当社から支給された本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、本割当株式について割当てを受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、以下3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2024年6月28日～2025年6月1日

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、その職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 役務提供期間中に、対象取締役が任期満了、死亡又はその他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む。）により退任又は退職した場合には、対象取締役の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)に基づく譲渡制限が解除されないことが確定した時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。また、対象取締役が譲渡制限期間中に、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも任期満了その他の正当な事由以外の事由により退任又は退職した場合等、本割当契約に定める一定の事由に該当する場合、その他法令違反行為等を行った場合には、対象取締役が当該一定の事由に該当した時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) クローバック制度

譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由が生じた場合には、当該対象取締役は、当社に対し、その保有する本割当株式の全部若しくは一部の返還又は当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払をしなければならない。

(7) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。本払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年5月30日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値と同額である648円としております。本払込金額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日直前営業日の市場株価と同額で、合理的であり、特に有利な金額に該当しないと考えております。

以 上